

！おしえて！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

介護サービスを利用していますが、介護保険証を見たら認定期間が切れていました。どうしたらいいでしょうか。

A お答えします…

すぐに福祉課へ介護認定申請書を提出してください。

介護サービスを利用するには必ず介護認定を受ける必要があります。認定期間が切れている時に、サービスを利用すると、その間の利用料は、全額自己負担となります。

認定期間は、6ヵ月から最長2年の期間があります。認定有効期間の確認をしてください。なお、更新申請は有効期間満了の60日前からできます。

また、サービスを利用するときは、介護保険証を提示するようにしましょう。

問合せ先 福祉課高齢者福祉グループ  
TEL820-5605

3月は旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間  
基礎年金番号に未統合の5千万件の年金記録問題のうち500万件が旧姓の人々

結婚等により氏名を変更されている人の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5千万件」のうち500万件を超えることが見込まれており、平成8年12月以前に、旧姓で年金に加入していた人は、以前の記録が統合されていないことがあります。これらの年金記録は、国民一人ひとりに旧姓の申し

出をしていただくことにより、皆さんの記録に速やかに結びつけることができます。次の方法により、年金記録の確認をお願いします。

● 広島南社会保険事務所での相談  
受付時間 3月の月々金曜（平日）  
午前8時半～午後7時  
8日（土）・9日（日）  
午前9時半～午後4時

● 電話での相談  
年金特別専用ダイヤル  
TEL 0570-0581555  
受付時間 3月の月々金曜  
午前9時～午後8時

8日（土）・9日（日）  
午前9時～午後5時

原則として、皆さんの基礎年金番号や生年月日をお尋ねし、後日、回答票を送付します。

記録が漏れている場合や、記録の調査や統合は、広島南社会保険事務所へ申し出てください。

問合せ先  
広島南社会保険事務所  
住民課保険年金グループ  
TEL 25317710  
TEL 82015604

4月から「後期高齢者医療保険料」及び「国民健康保険税」の特別徴収が始まります

この仕組みは、医療制度改革により、法律が改正され、現在行われている「介護保険料」の特別徴収に加えて開始されるものです。特別徴収開始通知については、4月初旬に通知の予定です。

●特別徴収とは 「老齢・退職・障害・遺族などの年額 18 万円以上の年金」を受給している人を対象として、年6回の年金定期払いの際に、保険税（料）額があらかじめ差し引かれるものです。

仮徴収 (4月、6月、8月)	当年度の保険税(料)額が確定するまでは、前年度の所得を基に算定された額を納めます。
本徴収 (10月、12月、2月)	確定した保険税(料)額から、仮徴収された額を控除した額を3期に分けて納めます。

●特別徴収の対象となる場合は

区分	後期高齢者医療保険料	国民健康保険税
特別徴収となる人	75歳（一定の障害の認定を受けた人は65歳）以上の個人	国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、国保の被保険者である世帯主
特別徴収の条件	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超えない人 ※制度の開始直前に社会保険等に加入していた人の特別徴収は、10月からになります。	国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超えない人

※特別徴収以外の人につきましては、今までどおり普通徴収（納付書または口座振替での納付）となりますが、なるべく、口座振替での納付をご利用ください。

後期高齢者医療制度の概要は、「広報くまの」平成19年10月号、平成20年2月号をご覧ください。

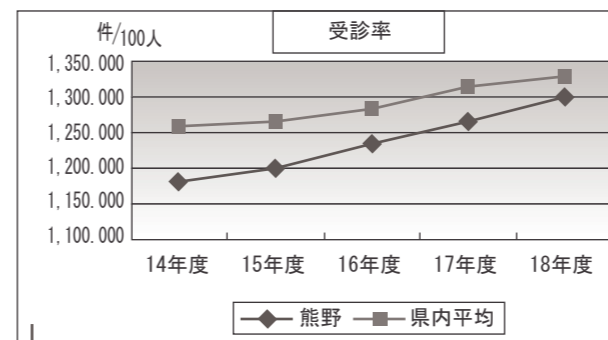
問合せ先 住民課保険年金グループ TEL820-5604

シリーズ 熊野町国民健康保険の財政状況 第2回  
窮地に立たされている国保財政

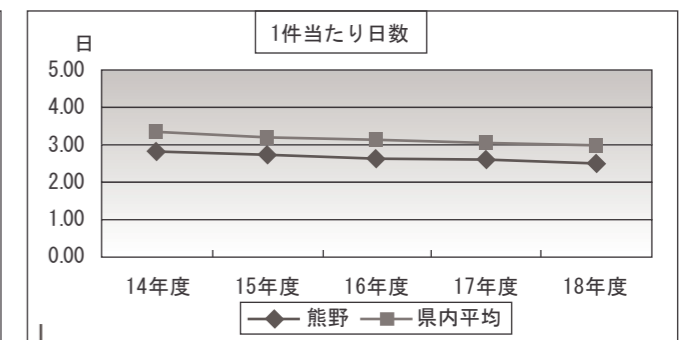
問合せ先  
住民課保険年金グループ  
TEL820-5604

医療技術の進歩や高齢化によって医療費は年々増えつづけており、熊野町の国保にかかる医療費の総額は、平成18年度では約43億円、加入者一人当たりの医療費は約45万円でした。平成16年度からは、一人当たりの診療費が毎年約6%ずつ上昇している状況です。

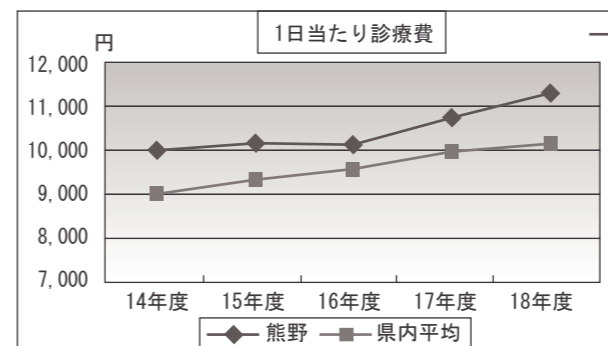
シリーズ2回目の今回は、医療費の3要素により、その原因についてお伝えします。  
※医療費の3要素：1人当たりの費用額は受診率、1件当たり日数、1日当たり費用額の積で表すことができます。この3要素のうち、どの要素が高くなっているかを見てみます。



一定期間内に医療機関にかかった人の割合を表します。県内平均に比べると低い受診率ですが、伸び率では県内平均を上回っています。医療機関にかかる人の割合が増えていると考えられます。

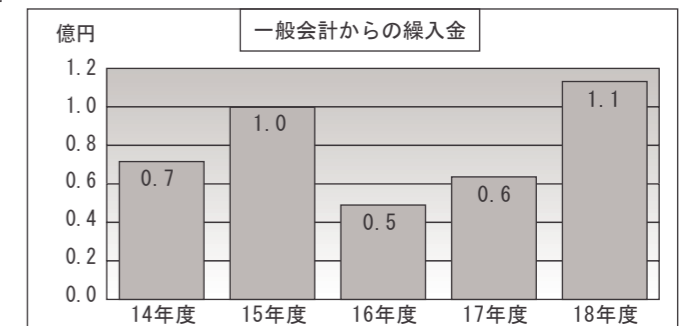


疾病治療のために医療機関に入院、通院した日数を表します。県内平均に比べると若干低くなっています。この日数が少ないことは良い傾向といえますが、疾病の種類などによることから、今後も観察が必要です。



医療費を診療日数で割った額を表しています。ここでは県内平均に比べてかなり高くなっています。これは症状の重症化、またそのことによる高度な医療技術を用いることなどが影響していると考えられます。

医療費の3要素によりみてきました。一件当りの日数は少なくなっていますが、やはり、受診率や一日当たりの診療費の増加が医療費の高騰につながっているようです。



最後に右の表をご覧ください。  
一般会計からの繰入金は18年度には一気に増加しました。19年度におきましても1億円を赤字補てんとして繰り入れる見込みで、20年度以降も多額の繰入金を要すると考えられます。国や県の交付金等ではまかないきれなくなっている状況です。

これまでみてきましたように、医療費が増加していることから、国保財政は非常に厳しくなっています。今の国保税率を維持すると、一般会計からの繰入がさらに増加し、住民サービスの低下にも繋がりがかねません。

若い頃から自分の健康に関心を持ち、病気、特に治療期間が長引く生活習慣病にならないように努力し、健康寿命を延ばしましょう。  
生活習慣病の予防には、運動習慣をつけ、バランスの取れた食生活を心掛けましょう。